木簡研究

創刊号

木簡研究

創刊号

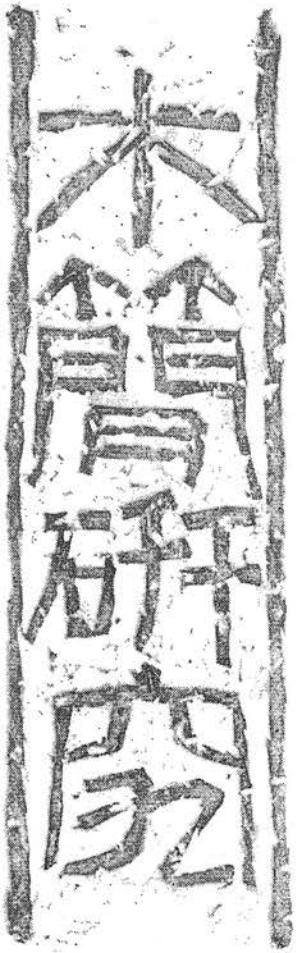

木簡学会

題字　藤枝晃刻

目　次

創刊の辞……岸　俊男……1
一九七八年出土の木簡……3
概　要　加藤　優
凡　例
奈良・平城宮跡　加藤　優
奈良・藤原宮跡　鬼頭清明
奈良・紀寺跡　泉森皎・岸俊男
京都・長岡宮・京跡　山中　章
京都・平安京西市跡　百瀬正恒
京都・平安京左京八条三坊跡　丸川義広
兵庫・吉田南遺跡　田辺昭三
三重・下郡遺跡　山田　猛
三重・小判田遺跡　北野　保
静岡・城山遺跡　川江秀孝
静岡・伊場遺跡　川江秀孝
静岡・二之宮遺跡　平野和夫
静岡・御子ケ谷遺跡　八木勝行
山形・平形遺跡　尾形與典
山形・城輪柵遺跡　小野　忍
山形・堂の前遺跡　尾形與典
秋田・秋田城跡　小松正夫
広島・草戸千軒町遺跡　志田原重人
広島・尾道市街地遺跡　志田原重人
山口・長門国府周辺遺跡　甲元真之・山内紀嗣・伊東照雄
福岡・三宅廃寺　二宮忠司
一九七七年以前出土の木簡（一）……50

目　次

三重・柚井遺跡　栄原永遠男
秋田・払田柵跡　栄原永遠男
奈良・平城宮跡（第五次）　東野治之
奈良・平城宮跡（第七次）　東野治之
正倉院伝世の木簡　和田萃
中国簡牘研究の現状……大庭脩……63
東北地方出土の木簡について……平川南……78
長岡京木簡と太政官厨家……今泉隆雄……97
藤原宮跡出土の官奴婢関係木簡について……鬼頭清明……112
記念講演（M・ローウェ）要旨……123
木簡第一号発見のころ……田中琢……125
彙報

凡　例

一、以下の原稿は各木簡出土地の調査機関に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列順序はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している部分の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は形式番号を示す。またそれぞれの調査機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである。（八頁第二図参照）

「　」　木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

＜　木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

〻〻　抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■■　抹消により判読困難なもの。

□□□　欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□　欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□　欠損文字のうち字数の数えられないもの。

×　木簡が折損していて文字が失われている。

『　』　異筆、追筆。

＼　合点。

・　木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

〔　〕　校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。

カ　編者が加えた注で疑問の残るもの。

ママ　文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

一、地図中の▼は木簡の出土地を示す。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる。（第一図参照）

011型式　短冊型。

015型式　短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式　一端が方頭で、他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式　小形矩形のもの。

022型式　小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式　長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

032型式　長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

033型式　長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

039型式　長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

051型式　長方形の材の一端を尖らせたもの。

059型式　長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式　用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065型式　用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式　折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式　削屑。

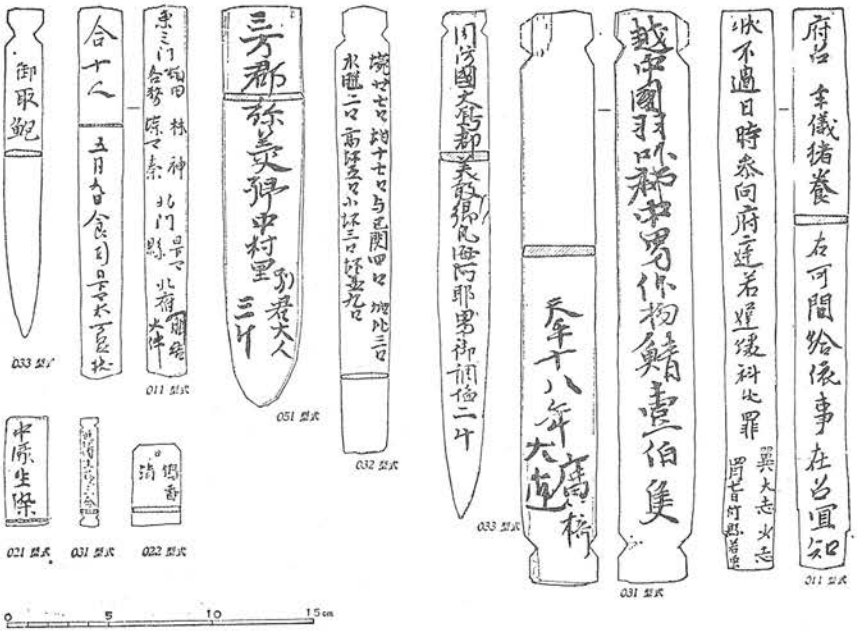

第1図　木簡の形態分類

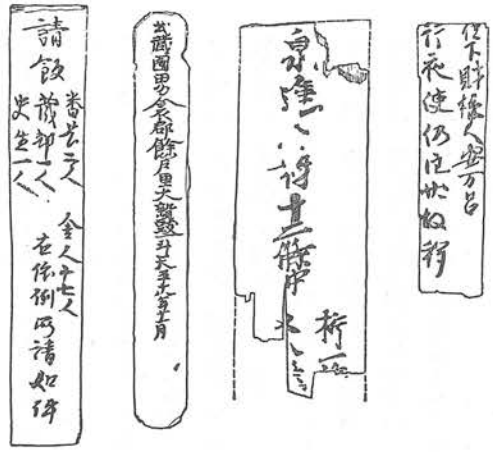

「
泉進上材十二條中又八□　桁一□
行夜使仍注状故移　」
×位下財椋人安万呂
×

「〈武藏國男衾郡餘戸里大贄豉一斗天平十八年十一月」

「　番長二人　舍人十七人
請飯蔵部一人　右依例所請如件
史生一人　」

第2図　木簡釈文の表現法

奈良・平城宮跡

1 所在地　奈良市佐紀町・法華寺町・北新町
2 調査期間　東院地区　一九七八年（昭和53）六月～十一月
　第一次朝堂院地区　同年四月～七月
3 発掘機関　奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
4 調査担当者　狩野　久
5 遺跡の種類　宮殿・官衙跡
6 遺跡の年代　奈良時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

平城宮跡内では一九七八年度において二調査地区から木簡が出土している。

一　推定第一次朝堂院地区（第一一一次調査）

宮中央部のいわゆる第一次朝堂院と称している地区の調査を北から順に九七次、一〇二次と行ってきており、東第一堂の規模や朝堂院の東限の塀・築地の構造、朝堂院東部の状況等が明らかになっている。本年度も一〇二次のさらに南に続く個所で、東第二堂の規模確認を中心とした調査を行った。その結果第二堂は梁間四間、桁行十二間以上の規模を持つ建物で、さらに南へのびることが判明し、第一次朝堂院地区は第二次地区とは異なり、東西に各二棟の南北棟が配置される可能性が強くなった。また朝堂院の東面の区画は、塀→塀→築地と三度の造替がある。この朝堂院東限から約一七m東の第一次朝堂院と第二次朝堂院の間に平城宮中央部の基幹排水路である南北溝がある。この溝から木簡が出土した。九七次、一〇二次調査においても同溝の上流からそれぞれ一六三点、二八点の木簡が出土している。ただしこの溝には両朝堂院地区からの東西溝が流入しているので、どちらの地区の木簡か決定することはできない。溝は素掘りで、幅は二～三m、深さ一mあり、三八m分を検出した。二回の改修が認められ、上・中・下の三層に分かれる。中・下層についてはそれぞれさらに二層の堆積がある。過去二回の調査の木簡の出土状況から、最初の改修は天平初年頃、二回目は平安時代に入ってからと考えられる。木簡は溝北部に集中して二四点出土した。内訳は上層溝下層八点、下層溝上層一四点、下層溝下層二点である。削屑は七点ある。この溝以外では発掘区東北隅の土壙から一点出土しているが、わずかに墨痕があるだけである。

二　東院園池北方地区（第一一〇次調査）

平城宮東張出部の東院地区東南隅に新旧二時期の認められる園池遺構のあることが既に明らかになっているが（四四次・九九次調査）、本調査区はその池の北側に接する場所である。今回調査の結果、三回の整地と、A期以前およびA～G期の八期に区分できる重複の著しい遺構が検出された。各期の絶対年代は決めにくいが、今のところ、A期以前とはこの地区の本格的造営開始以前の和銅年間頃、A期は東院東面大垣造営時、B期は旧池が作られる養老年間以前、E

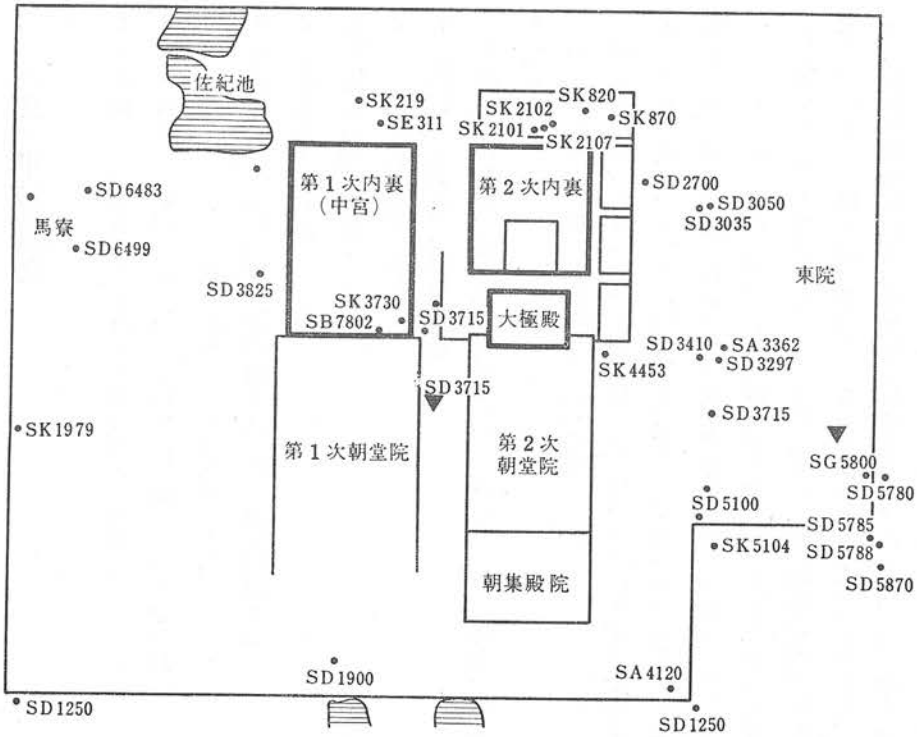

第1図　平城宮木簡出土地点図（1979年3月現在）（▼　今年の木簡出土地）

期は新池が造成される天平勝宝年間以降と考えている。主な遺構は掘立柱建物一二棟、礎石建物四棟、掘立柱塀五条、溝一九条、石敷道路三条、土壙などである。性格的には発掘区南半は園池との関連地域とみてよさそうであるが、北半は園池と別個の地域となる時期もある。木簡は総点数六六点、うち削屑は三八点である。これらの木簡のうち二八点はA期以前の土壙・溝から、一九点はD期の溝から、他は整地土、柱穴掘形等から散在的に出土した。

8　木簡の釈文・内容

一　推定第一次朝堂院地区

下層溝下層

(1)　大伴　□□□日下部□□×　(144)×8×3　019

下層溝上層

(2)・「□進上女瓦三百□丁卌五人
・「　神亀五年十月□□〔付カ〕秦小酒□〔得カ〕麻呂」　(105+105)×(25)×5　081

(3)・「遠江国敷智郡□呼嶋
・「□□□

(6)
・「鴨　文倭□□□□〔粱田カ〕
　安宗　寒川　都賀　阿田」　136×4×7　011
・「□〔塩カ〕□　」

九七次・一〇二次調査においては、神亀三年～天平三年頃の宮内での造営事業に関する木簡が多数含まれていたが、今回出土木簡中の(2)と(4)もそれらと関連するとみられる。とくに(2)は、九七次出土の神亀六年の瓦進上木簡と同類であり、三調査区出土木簡は一括して取扱うことのできるものである。なお(6)の安宗・寒川・都賀は下野国内の郡名である。

二　東院園池北方地区

A期以前

(1)
・「婇里　□□〔知カ〕里
　□部里　□□〔長カ〕部里
・「□□里　青見里
　前里　石寸里　(159)×(26)×3　081

(2)
□甘〔大カ〕首名　江野国足　(95)×12×3　019

(3)
「下道人守□□×　(131)×(8)×4　081

A期

(4)
・　道百嶋　佐伯子□
　□部真公　道東人　国広浜

□氏豊人　□□□足　阿□〔閉カ〕
・□　□部〔史カ〕男□
　今月卅一日
　□□□人
「暦□□具」『異筆』
　月朔
　朱□朔〔ヘヘ〕
『拾歩茨城道□□□□
　茨城道香朔』　(251)×53×4　081

(5)
「六三方郡乃止三家人羽志米六斗六」　141×32×6　031

C期

(6)
「六□〔隠カ〕伎国周吉郡山部郷生壬部伎奈布×
　海藻六」　(152)×28×4　039

(7)
・「　笛吹益麻呂
・「□□〔部カ〕
　□□□
　□□□〔大足カ〕　206×18×5　019

D期

(8)
各田部林
□　091

(9)
膳部□　091

(10)
若倭部□　091

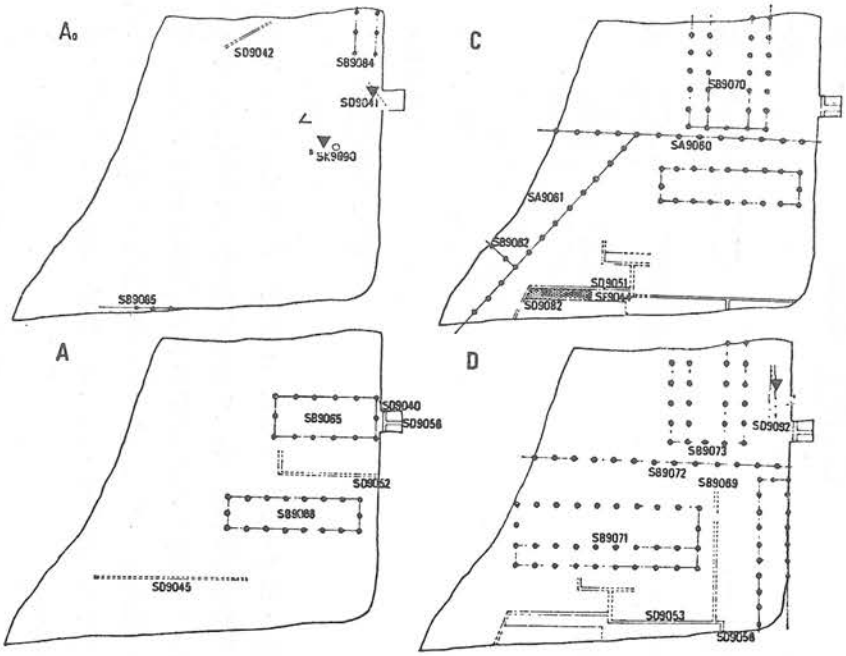

第２図　東院園池北方区時期別遺構図

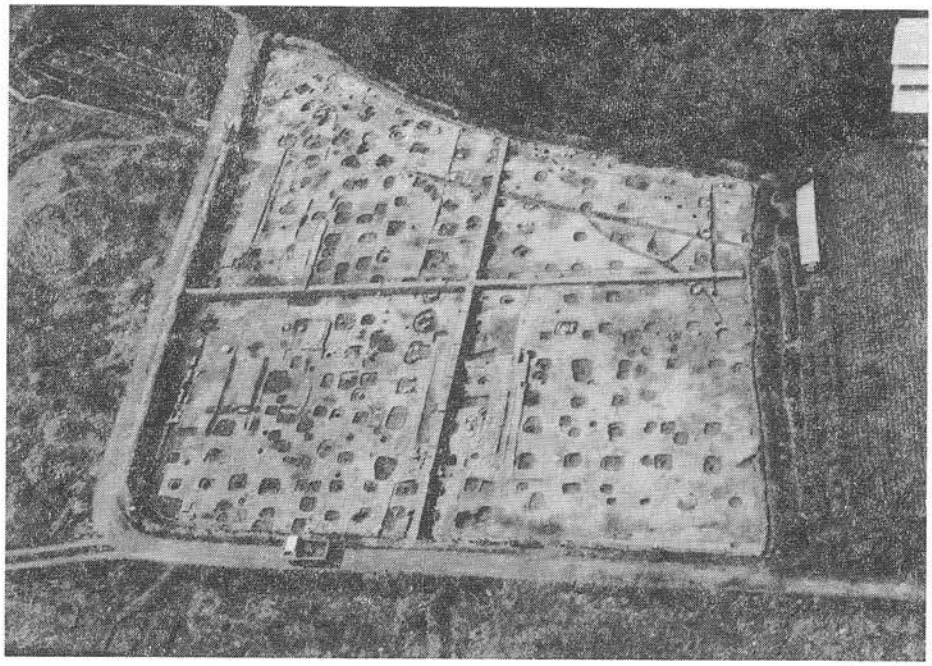

第３図　東院園池北方遺構（全景）

(11)　八年八月七日　091

木簡は比較的古い時期の遺構に伴うものが多いが、年紀のあるものはない。断片や腐蝕しているものが多く、内容的にも全体を通しての特徴のようなものはうかがえない。この中では(1)の里名を列記したものがこれまで例をみない特異なものである。里名のうち、前里は隠岐、青見里は参河と遠江、石寸里は土佐、婇里は伊勢と参河にみられる。なお柱根に「雇工春刀良」と墨書したものがある。

9　関係文献

奈良国立文化財研究所『昭和51年度平城宮跡発掘調査概報』一九七七年
同　『同　52年度同　』一九七八年
同　『同　53年度同　』一九七九年
同　『平城宮跡発掘調査出土木簡概報(11)』一九七七年
同　『同　(12)』一九七八年
同　『奈良国立文化財研究所年報　1977』一九七八年
同　『同　1978』一九七九年

（加藤　優）

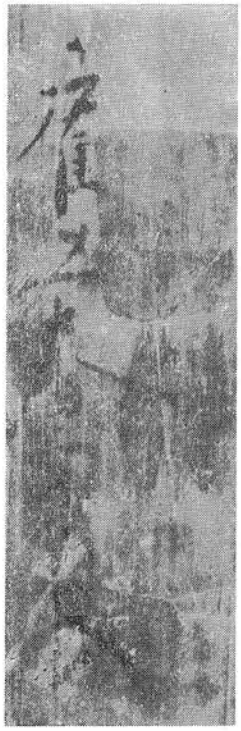

第4図　東院地区出土の柱根墨書

京都・長岡宮・京跡

1 所在地　向日市鶏冠井町・森本町
2 調査期間　一九七八年(昭53)十月～七九年一月
3 発掘機関　向日市教育委員会
4 発掘担当者　山中章
5 遺跡の種類　都城跡
6 遺跡の時代　八世紀末
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

(一)長岡京跡左京第22次調査

本調査地は、長岡京左京二条二坊五・六町にあたる地点で、調査は、一九七八年十一月十七日から一九七九年一月三十一日まで実施した。その結果、長岡京時代の三本の溝と二軒の建物、一基の井戸を検出した。木簡を出土した溝は、左京第13次調査（一九七七）で検出したSD一三〇一の東30mの延長部にあたる。

今回も木簡の出土した溝SD一三〇一は、三条大路南側溝から心心距離で北へ約七三八mの地点に位置し、左京二条二坊六町と五町の間を東西に、西から東へ流れる幅2.9m～4.0m、深さ0.5mの溝である。

溝中には、二個所に橋状遺構SX二二〇九・SX二二一〇がある。第13次調査では、延暦六年の紀年銘のある木簡を出土する素掘りの溝（第Ⅰ期）から、同八・九年の紀年銘のある木簡を出土する側板を持つ溝（第Ⅱ期）へと造りかえられたことが判明しているが、今回は、この側板を持つ溝を検出することができず、代わりにこの橋状遺構を検出したものである。

木簡は、この橋状遺構のものを含めて、合計一一三点出土した。（一九七九年二月七日から三月九日までの立合調査で、さらにこの東30mの地点から7点出土した。）

木簡は溝全域から出土しているが(図1参照)、特に、両橋状遺構の間からは77点(72%)が出土した。内、Ⅰ・Ⅱ層からは55点(52%)が出土しており、土器・木器等もこの付近から数多く出土することから、溝を廃棄する時、この橋状遺構から一括して投棄されたことがうかがえる。

溝の埋土は基本的に四層にわかれる(表)。このうちⅠ・Ⅱ層が第13次調査での第Ⅱ期、Ⅲ・Ⅳ層が第Ⅰ期に対応している。層位別の出土数は、第Ⅱ期(Ⅰ・Ⅱ層)で81点(72%)、第Ⅰ期(Ⅲ・Ⅳ層)で29点(26%)である。第13次調査では、第Ⅰ期が10点(4%)と少ないのに比較すると、やや増加しているものの、今回もそのほとんどが、溝を埋立てるために廃棄されたものであることがわかる。

その他、形態の上では、今回出土の木簡は遺存状態が特に悪く、完形品の占める割合が13%と低く、そのほとんどが破損した断片(〇八一型式)であることに特徴がある(第13次調査では34%)。尚、同時に大量の墨書土器が出土したが、その主なものは、「大膳」「外記」

「侍従」「秦」「史」「秋継」などである。

(二)長岡宮跡第87次調査

本調査地は、長岡宮の東辺北部、平安宮大内裏図では左近衛府にあたる地点で、調査は一九七八年十月二十三日から十二月四日まで実施した。

木簡は、調査地中央を北西から南東へ流れる幅10.0m、深さ0.6mの溝中から検出された。(本調査地の北西二五〇mの地点では、長岡京初見の木簡一点が一九七〇年出土している。)溝は、基本的に、褐色砂層(Ⅰ層)、褐色砂礫層(Ⅱ層)、暗青灰色砂礫層(Ⅲ層)の三層にわかれるが、木簡は、長岡京時代の遺物を出す第Ⅱ層から二点出土した。1は籤の完形品で丁寧なつくりをしており、字も楷書の美しいものである。中央上端部より5㎜の所に2.5㎜の穴があけられている。他の一点は断片で判読できないが、同じく第Ⅱ層から出土した。尚、本調査地でも墨書土器が出土し、「官」「大」「五」「百」「三」などがみられる。

8 木簡の釈文・内容

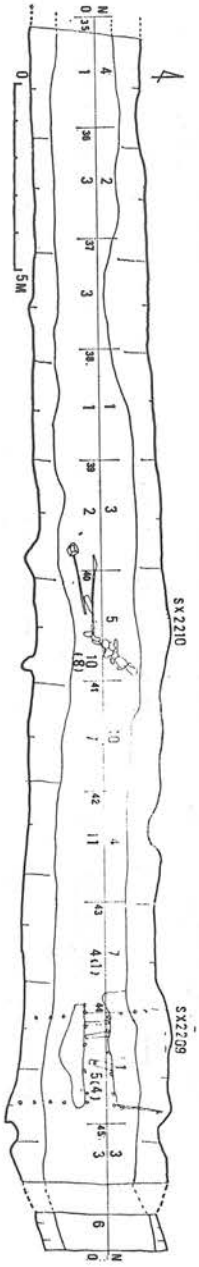

第1図

SD1301 地区別木簡出土状況図
大数字；出土点数
小数字；地区割
アルファベット；地区割
( )はSX2209・2210出土数

長岡京跡左京第22次調査木簡

			層位	型式	整理№
(1)	一斗四升	(84)×(21)×3	表	019	235
(2)	「□□□□□□〔飯六升カ〕□□□□茨田清成」	210×(13)×3	表	011	236
(3)	・「三月十九日□〔里カ黒カ〕米五斗」 ・□□□〔嚴公安カ〕」	130×12×4	Ⅰ	051	241
(4)	立	(46)×(9)×4	Ⅱ	C81	243
(5)	・「□□□□□□〔稲銭カ〕戸主尾張諸上十一文」 ・□□□」(習書)	278×(18)×2.5	Ⅰ	011	245
(6)	「縫殿寮	(60)×17×4	Ⅲ	019	249
(7)	「〈難波佐婆部令□×	(48)×15×2	Ⅰ	039	250
(8)	「九月四日大□×	(45)×(9)×0.5	Ⅰ	091	251
(9)	十月□×	(40)×17×1	Ⅲ	091	253

(10) 「□〔筱カ〕田郡□□□× (93)×25×3 Ⅲ 019 255

(11) □有件大□〔河カ〕 (87)×(24)×3 Ⅰ 081 256

(12) □□□□〔穀カ〕 (72)×24×3 Ⅰ 081 257

(13) □□□□□□□〔月八日駿間嶋カ〕 (156)×11×3 Ⅰ 081 258

(14) 身官 (54)×14×3 Ⅰ 019 260

(15) □□□□（表裏とも禾・木・寸・亻の旁偏） (172)×(7)×4 Ⅰ 081 264

(16) □□□□（表裏とも禾・月等の旁偏） (186)×(7)×4 Ⅱ 081 265

(17) 「＜三福□〔主カ〕」 74×15×3 Ⅱ 033 267

(18) 郡□〔符カ〕采女郷丈部家× (99)×(30)×5 Ⅲ 019 270
□ □□
□□□

(19) ・×□取廣岡」 (67)×29×6 Ⅰ 019 272
・×子米五斗 」

(20) 「＜□□一□〔斗カ〕 (120)×19×4 Ⅰ 039 273

(21) ・「伊与国和気郡倉橋」 123×22×3 Ⅰ 051 275
・「□人五斗 」

(22) 「阿波国名方郡井上庸× (117)×(16)×3 Ⅰ 081 276

(23) ・「＜小〔宋カ〕□□六十隻 」 136×25×4 Ⅰ 033 277

・「＜一□□ 」

(24) ・□□朝× (181)×(18)×7 Ⅰ 019 278
・ 左衛×

(25) 「＜□□三斗 七二＜」 189×20×3 Ⅰ 031 279

(26) 五合＜」 (57)×17×0.2 Ⅰ 091 281

(27) ・「＜戸主三家大□× (75)×23×3 Ⅲ 039 282
・「＜□□三家□×

(28) 「□□風早郷□白米五斗」 160×28×3 Ⅰ 011 283

(29) 「請書手飯四升十一月十二日駿間嶋□ 252×(10)×4 Ⅱ 019 285

(30) ×□子□庸 (75)×(9)×3 Ⅱ 081 286

(31) 「＜雑大□□□」 126×18×3 Ⅰ 033 ○288

(32) ・「＜□□□□□〔郡カ〕下郷戸主□長□承□」
・「＜ 月十日□ 」 (194)×18×4 Ⅱ 059 ○289

(33) ・粉酒酒粉酒 133×㊀18 Ⅲ 065 ○290
・ □□□□□

(34) ・×□嶋足調塩三斗」 (100)×20×4 Ⅱ 019 291

(35) ・□□□　55×22×3　Ⅱ　081　292
・□〔津カ〕四升米
・□

(36) ・「□□□□□□酒優婆塞□□〔料カ〕□□」　392×26×4　Ⅱ　011　293
・「□　十一月廿日書生秦□足」

(37) 「鮑」　91×12×4　Ⅱ　051　◎297

(38) 給人四□〔夫カ□　92×18　Ⅰ　091　◎300

(39) ・×□枝□□椋古榑一枝　竿□桁三枝　(171)×16×5　Ⅰ　081　302
・×□月十七日近□〔爾カ□□□□

(40) 「V讃岐国香河郡　84×28×4　Ⅰ　039　303

(41) 勝　(181)×21×3　Ⅰ　019　△305

(42) 「讃岐万呂　人万呂　□〔男カ〕万呂　各一升四日　(143)×(24)×4　Ⅰ　019　△306

(43) 「V酒一缶V」　(8×16×3　Ⅱ　032　△307

(44) ・「隔隔隔隔隔隔□□□□　□」　307×17×3　Ⅱ　011　309　△310
・「□□□□□□□□□□□隔□□」

(45) 韓国　(64)×18×4　Ⅰ　081　△312

(46) 「V□人伍十□上□×　143×33×2.5　Ⅲ　033　313

(47) 小綱年勝　(81)×(15)×3.5　Ⅱ　081　314

(48) □□□〔官掌カ〕　(120)×(7.5)×2　Ⅲ　081　320

(49) □一□〔上カ〕〔品カ〕　(48)×19×3　Ⅳ　019　321

(50) ・□　小　(61)×6×9　Ⅲ　081　326
・□　□

(51) 請□　(34)×(21)×3　Ⅰ　039　328

(52) ・×□□　□　内六升寮出一人季之二人料　(168)×(14)×2　表　019　△332
□　□

(53) ・九月□日　(53)×(10)×5　Ⅲ　081　333
・□□

(54) □□六□□用□□　(105)×(7)×5　Ⅰ　081　335

(55) 足　(56)×20　Ⅰ　091　336

(56) 鳥郡□　(38)×20×2.5　Ⅲ　081　337

(57) 蔵蔵蔵蔵□□□　(248)×(16)×8　Ⅲ　065　341

(58) 捌　(50)×(20)×3.5　Ⅰ　081　345

(59) □　□　物　(87)×14×5　Ⅰ　019　352

(60) □□辺 (46)×(11) Ⅱ 091 O353

(61) □ム物 (63)×(23) Ⅱ 091 O354

（注 ○はSX2210、◎はSX2209、△は立合調査、表は表採を示す）

層位 ＼ 遺構		SD1301	SX2209	SX2210	立合	計
Ⅰ	褐色粘質土	50	0	2	3	55
Ⅱ	淡灰褐色粘質土	17	3	3	3	26
Ⅲ	暗青灰色粘質土	20	2	3	0	25
Ⅳ	褐色砂層	4	0	0	0	4
	表採	(2)	—	—	(1)	(3)
計		91 (2)	5	8	6 (1)	110 (3)

左京第22次調査〈層位・遺構別木簡出土数一覧表〉

長岡宮跡第87次出土木簡

「人物志三巻」 48×19×4 Ⅱ 022

（山中 章）

9 関係文献

福山敏男「長岡宮跡出土木牌の『人物志三巻』について」（『日本歴史』三七二号一九七九年）

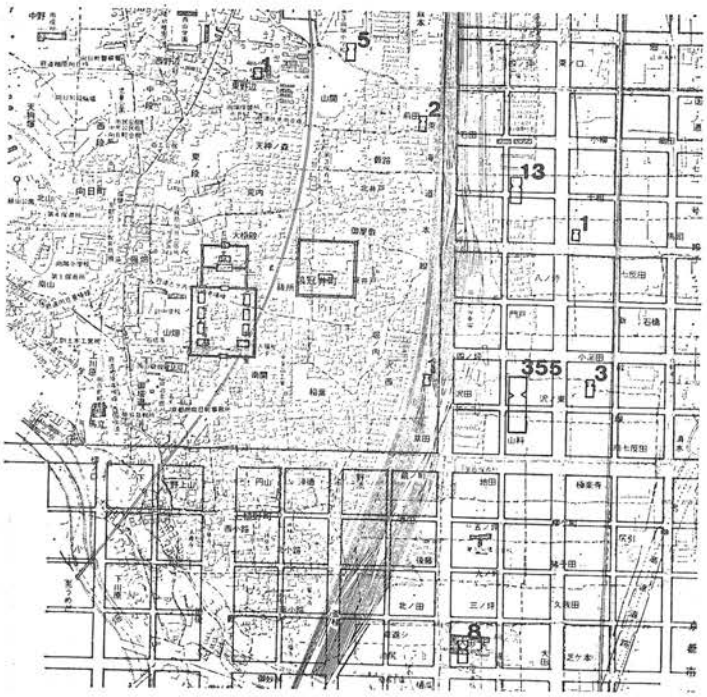

第2図 長岡宮・京木簡出土地点図

静岡・御子ケ谷遺跡

1 所在地　静岡県藤枝市瀬古字御子ケ谷
2 調査期間　一九七七年（昭和52）六月～一九七八年二月
3 発掘機関　藤枝市教育委員会
4 調査担当者　八木勝行・原川宏・磯部武男
5 遺跡の種類　地方官衙遺跡（駿河国志太郡衙址）
6 遺跡の年代　奈良・平安時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

御子ケ谷遺跡は、志太平野の西端部、海岸線より約七kmほど入った丘陵地帯の末端に位置し、海抜二六mの平地に立地する。南側を低丘陵に取り囲まれた東西一〇〇m、南北七〇mの狭い範囲にあり、掘立柱建物遺構、井戸、柵、板塀、道路遺構等から構成されている。地形的には限られた区域ながら、コンパクトな形で遺構が配置されている点で大きな特徴を有する。官衙的な性格の強い遺構群の在り方を示し、併せて出土した遺物群によって、律令時代における駿河国志太郡の郡衙遺構としての可能性が強まった。

御子ケ谷遺跡からは、一〇点の木簡が出土している。遺跡の立地上の条件から木製品の保存には恵まれ、各種日常容器・道具類とともに検出される。

一点は板塀で囲まれた建物群中の小土壙中より、多数の木片に混

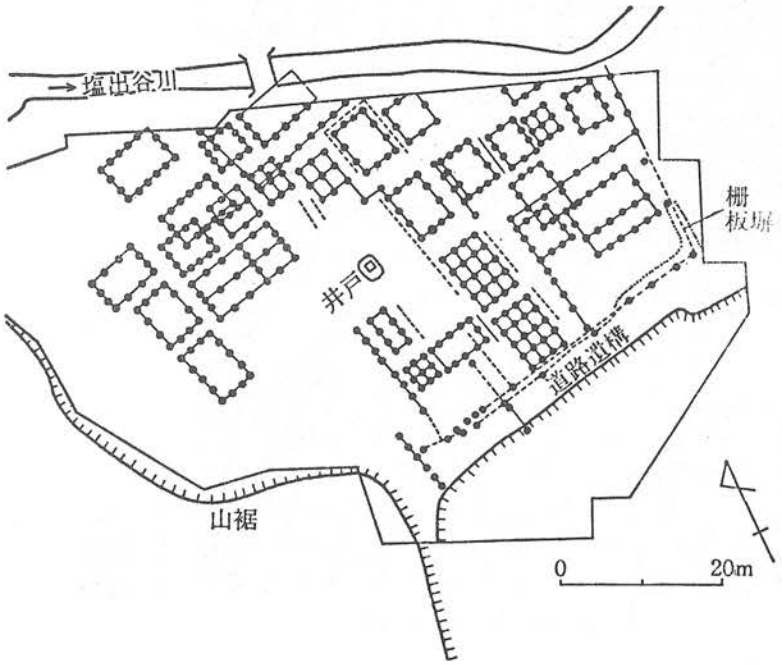

御子ケ谷遺跡遺構配置図

入して出土しているが（墨痕の存在は確認できるが、文字は判読できない）、遺跡の南側を東西に走る道路遺構の縁に添った低湿地の部分からのもので、土器・木製品とともに投棄された状態を示している。

低湿地部での堆積層の観察から、出土する木簡は大きく二群に分離される。基底面に近く、道路遺構の補修拡張に伴う整地層の下面にあたる奈良時代遺物包含層中のもの六点(3)・(4)・(5)・(6)と、底面より高い暗褐色有機粘土層（平安時代遺物包含層）中に含まれる三点(1)・(2)である。いずれも出土状況から建物群との関連のなかで把えられることは明らかで、破損や二次的な変形を受けたものが多い。

木簡とともに多数の遺物が出土しているが、ことに墨書土器の大量出土は内容的にも最も注目される点である。「志太」「大領」「志大領」「少領」「志太少領」「志太少」「主帳」「志太厨」「志厨」を含む二三七点の墨書土器群は、地方官衙（郡衙）としての遺跡の性格付けを明確にするものであり、他にも、陶硯、施釉陶器類、木製馬具、漆器などの上質な遺物群が含まれている。

8 木簡の釈文・内容

(1) ×申進上夫事 □長谷浄成（少カ） (196)×(29)×12 081

(2) □日置× (185)×(33)×7 081

(3) 「□□召□□人□父（勘問カ）（安カ）
人□□□事□□□ 安人□」 229×60×6 081
□□

(4) 右□可□□□□□□×
□□□作□真□ (118)×(25)×5 081

(5) ・□五□□□ 友足」（冊カ）（日カ） (258)×31×6 081
・ □□」

(6) ・「召 □□ □□前□×
・「女召 付里正丈部麻ゝ呂 (220)×35×4 081

残念ながら出土木簡によって直接年紀の知れるものや、志太郡との関わりの明確なものはない。しかし、人名や数字を書き込んだ進上木簡や召状と思われる文書風の木簡が多く含まれている点で、郡衙における実務体系を知る貴重な文字資料であるといえる。又、文献資料の乏しいなかで、少長谷浄成・日置・友足・丈部麻呂などの人名に関する資料が増加したことや、(6)号木簡にみえる「里正」によって郷里制下の年代が想定され、御子ケ谷遺跡の成立年代を把握する手懸りを与えるなど重要な意義をも有している。いずれにしても、御子ケ谷遺跡における木簡をはじめ墨書土器などの文字資料の果す役割は非常に大きい。

9 関係文献

八木勝行　「御子ケ谷遺跡の発掘」（志太ニュース

九七二）
〃　「御子ケ谷遺跡の調査―駿河国志太郡の郡衙遺構―」（月刊文化財'78／2）　一九七八年
〃　「御子ケ谷遺跡（駿河国志太郡衙跡）の調査」（静岡県考古学研究1）　一九七八年
藤枝市教育委員会　「日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査概報―昭和五二年度―」（藤枝市埋蔵文化財発掘調査概報―昭和五二年度―）　一九七八年
磯部武男　「御子ケ谷遺跡『駿河国志太郡衙址』の調査」（信濃三〇―五）　一九七八年
藤枝市教育委員会　『藤枝市の発掘調査№2』　一九七八年（八木勝行）

御子ケ谷遺跡出土の土器墨書銘

韓国慶州市にある、新羅時代の宮城の苑池〝雁鴨池〟発掘の調査が、一九七五年から二年余にわたって行われていたが、その発掘報告書が、早くも昨年末に同国文化財管理局から刊行された。図版篇ともに二冊からなる大冊であるが、なかに八世紀代の木簡が四十七点含まれているのは注目される。「天宝十載」「宝応四年」等中国紀年をもつもののほか干支年のものがあり、また付札の切り込み状のつくり方が、居延漢簡の付札に似ているのは興味深い。

（編集子）

秋田・払田柵跡

1 所在地　秋田県仙北郡仙北町（旧高梨村）大字払田・同郡千畑村本堂城廻

2 調査時期および機関・担当者

一九三〇年（昭5）藤井東一

同年一〇月、文部省・上田三平

3 遺跡の種類　城柵跡

4 遺跡の年代　平安時代

5 木簡出土時期　(1)(2)一九三〇年、(3)一九七二年（昭47）一〇月

6 木簡の釈文および出土の事情等

(1)　×□件（右カ）繕請取閏四月廿六日寺書生仙氏監」　七寸三分五厘×八分×一分五厘

(2)・「飽海郡隊長解　申請□□□□」　294×29×7　011

・「六月十二日　隊長春日旅□　」

(3)・×□十火　大粮二石八斗八升　(153)×23×5　019

・×□二斗八升二合

(1)は現在所在不明だが、上田三平氏の報告によると、長森丘陵北部の「ホイド井泉阯」から東へ約二〜三尺はなれた土中より発見された。中央よりやや下方で二片に分離し、上端が少しく欠け、文字

面の両側に面取りを施している。墨書は、月日の下の記名は甚だ削落して読み難いが、上方の「糯請取」は極めて明確であるという。下から五字目は、上田氏の報告では「寿」と読まれていたが、最近発見された、昭和十三年四月十八日付後藤宙外氏の手紙に付された「払田柵址より出土の木簡写」の見取図により、「書」である可能性がきわめて強くなった。また、この図によると、下から二字目と三字目の間は、他と比べてややあいており、墨痕らしきものが記されている。なお、右書状に、「高梨村払田後藤十兵衛(今東市)の孫某少年の採集せるもの也」とある点は注意される。

(2)は、藤井東一氏の報告によると、一九三〇年九月七日の「厨清水」(ホイド井泉阯)脇の調査によって、「懺悔」「厨家」「厨」などの文字のある墨書土器多数とともに出土したものである。長らく行方不明であったが、一九七六年に自然乾燥状態で発見され、右のように解読された。「飽海郡」は出羽国の郡名、「隊長」は隊正・五十長に同じか。

(3)は、一九七二年一〇月、「ホイド清水」で表面採集されたもの。材質はスギの柾目で、上半部を欠いている。現在は自然乾燥状態。「火」は兵士一〇人で編成される単位。

7 関係文献

上田三平　『指定史蹟払田柵阯』高梨村史蹟保存会　一九三一年

藤井東一　「払田柵」(秋田考古会々誌二―四)　一九三一年

上田三平　「払田柵阯」(『史蹟精査報告第三、払田柵阯・城輪柵阯』)　一九三八年

滝川政次郎　「短冊考――払田柵址出土の木札について――」(古代学七―二)のち『法制史論叢第四冊、律令諸制及び令外官の研究』所収　一九五八年

奈良修介・豊島昂　『秋田県の考古学』　一九六七年

新野直吉　「払田柵阯から新出土の木簡」(秋大史学二〇)　一九七三年

平川南　「秋田県払田柵跡・岩手県胆沢城跡・同落合遺跡出土の木簡」(第一回木簡研究集会記録)　一九七六年

〃　「東北地方出土の木簡―払田柵跡・胆沢城跡―」(第三回木簡研究集会記録)　一九七九年

(栄原永遠男)

奈良・平城宮跡（第五次）

1 所在地　奈良市佐紀町

2 調査期間　一九六〇年（昭35）十一月～一九六一年三月（第五次）

3 発掘機関　奈良国立文化財研究所

4 調査担当者　石田茂作

5 遺跡の種類　宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代　奈良時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

平城宮跡は、いうまでもなく奈良時代七十余年間における政治の中心となったところであるが、一九六一年一月、ここから始めて木簡が検出され、以後陸続として木簡の発見される先駆となった。木簡が出土したのは推定第一次内裏北方にある土壙である。この土壙は南北二つの土壙が相接して掘られたようになっており、北半部は東西三m、南北三・五m、深さ一m、南半部は東西三m、南北二・五m、深さ一m程の大きさである。しかし埋土や遺物の状況に差はなく、また遺物が同一土層から出土することや土壙の壁に崩れがみられないこと、遺物が土壙の周りから底部にかけて投げ込んだような形で発見されていることなどから、両者とも同時期に穿たれ、比較的短期間のうちに埋められたと判断される。その時期は後述のような出土木簡の年紀から天平宝字末年ごろとみられる。

この土壙は塵芥処理用で、木簡の他に多数の瓦・土器、漆冠断片・木製品・木炭・薪木・建築材（檜皮など）、種子（クルミ・桃子他）などが検出されている。また墨書土器として、土師器の坏の外面に「弁垸勿人者」、「弁坫勿他人取」と書いたものなど計六点が出土している。

8 木簡の釈文・内容

木簡は計三一点、請求文書・記録・貢進物の荷札・物品の付札・習書落書などにわかれる。主要な木簡の釈文を末尾に掲げた。荷札に天平宝字五・六年の年紀があり、習書にも同六年の

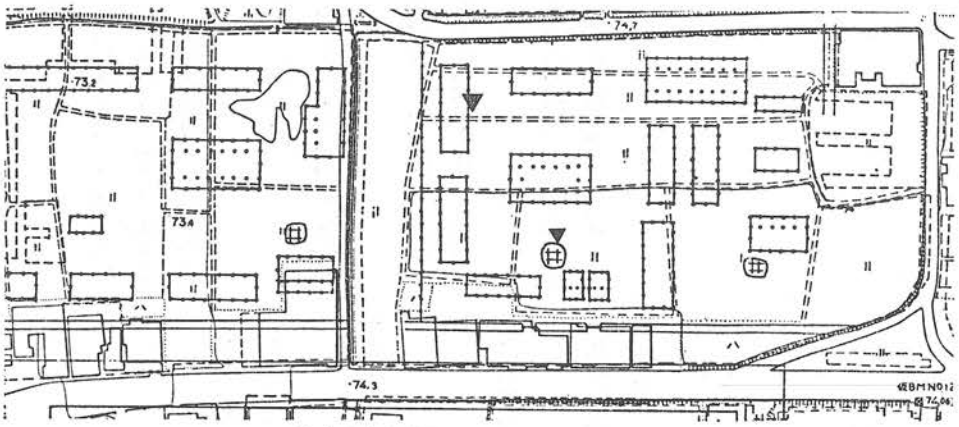

推定大膳職遺構配置図

文字がみえることから、出土状況と合せいずれも宝字末年の木簡と考えてよい。

請求文書には食料品に関するものが多く、とくに(1)は、法華寺より当時滞在中であった孝謙天皇近侍の竹波命婦の用料として、宮内の食料管理官司に充てられたものとみられる。文中の「大床所」については、正倉院仮名文書所見の「於保止己可都可佐」に関連付けたり、平安時代の「大床子の御膳」に関係付けて天皇の御膳を作る所とする解釈がなされているが、必ずしも意味が明確にされているとはいえない。床は元来台状のものや場所をさし、寝台や床几の類はすべて床である。正倉院宝物中に聖武天皇所用の「御床」が現存すること、『延喜式』に天皇や官人の座としてしばしば「床子」(床几のこと)がみえること、平安朝の清涼殿に「大床子」があったことなどを参照すれば、この「大床所」は天皇の「床」のある場所、即ち御座所を意味すると解するのも一案であろう。次に今回「敷方呂尊所」と判読した(3)の文書は、充所に「尊」を用いた一例である。類似の表現は正倉院文書にも多くみられる。(8)は大豆購入の記録とみられ、これも食料に関係する。

荷札には紀伊国調塩・甲斐国雑役胡桃子につけられたものがある。雑役の胡桃子は雑徭による調達物と考えられている。なお雑役胡桃子の荷札では国名が追記されているが、同様な例は第十三次調査出土の備前国水母御贄荷札(三九八号)にもある。追記がなされている位置はいずれも紐のかけられる部分にあたり、これらの荷札が物品の消費される時点で廃棄されているらしいことを考えれば、中央での追記とみることはできない。地方における荷札作製手続きの一面を示すものとして興味深い事例といえよう。

物品の付札は海産物ないし柏など、食物・食器に関するもので、荷札ともども食料管理官司との関係が推察される。

断片のうち(4)は仮名専用文の一例、(9)の「大天平宝字六冂」は習書で、「大」から「天」に連想が働き年紀を書いたものであろう。「大」を尊称と解するのは当たるまい。

これらの木簡については発掘当初より食料管理官司との関係が注意され、滝川政次郎氏によって関連遺構を内膳司に比定する説も出されたが、直木孝次郎氏の反論や奈良国立文化財研究所でのその後の検討により、大膳職説が定着してきている。

なおこれらの木簡の出土によって、周辺遺構の性格の解明に木簡が始めて利用され、遺物・遺構の編年にも確かな基準とされることになった。単に最初の大量発見であったというだけでなく、この意味でもその後に与えた影響は極めて大きなものがある。

(1) ・「寺請　小豆一斗　醤一斗五升大床所　酢　末醤等」
　　・「右四種物竹波命婦御所　　三月六日　」

259×(19)×4　011　一号

(2) ・「□〔謹カ〕啓　□□〔請カ〕□□
　　□□□〔右カ〕□□□□□□□□□□□□□□□□」

□　□□〔安カ〕□　(246)×34×8　019　四号

(3)
「謹通　敷万呂尊所　請菜端事　(171)×13×5　019　五号

(4)
・「阿万留止毛宇乎弥可々多」
・「□　□」　171×(14)×2　019　六号

(5)
・「肥前国目正八位上矢□□〔田部カ〕」
・「筑前目〔豊〕□〔国〕□従八位上矢田部□□　(140)×13×5　019　一三号

(6)
・□□馬馬馬馬
・□□　(141)×(13)×12　081　一七号

(7)
・「〔別筆〕「甲斐国」山梨群雑役胡桃子一古　」
・「　天平寳字六年十月　」　129×19×14　031　一九号

(8)
□大豆二升直廿二文使□□　091　二五号

(9)
大天平寳字六□　091　二九号

右の釈文は、本稿を草するにあたって凍結乾燥処理を施した実物を調査し、読み改めたものを中心としている。調査に際し御高配と助言を頂いた平城宮跡発掘調査部の鬼頭清明氏に謝意を表わしたい。

9　関係文献

滝川政次郎　「平城宮跡出土木簡と賦役令」（日本上古史研究五―五、のち『法制史論叢』第四冊に再録）　一九六一年

滝川政次郎　「海藻根考」（日本上古史研究五―八）　一九六一年

坪井清足・田中塚　「昭和35年度平城宮跡第三・四・五次発掘調査概要」（奈良国立文化財研究所年報一九六一）　一九六一年

奈良国立文化財研究所　『平城宮発掘調査報告』Ⅱ　一九六二年

直木孝次郎　「平城宮跡出土の木簡と大膳職」（続日本紀研究九―四・五・六、のち『奈良時代史の諸問題』に再録）　一九六二年

奈良国立文化財研究所　『平城宮発掘調査報告』Ⅳ　一九六七年

同　右　『平城宮木簡』Ⅰ　一九六九年

同　右　『平城宮発掘調査報告』Ⅶ　一九七六年

（東野治之）

奈良・平城宮跡(第七次)

1 所在地　奈良市佐紀町

2 調査期間　一九六一年(昭36)七月～一九六七年二月(第七次)

3 発掘機関　奈良国立文化財研究所

4 調査担当者　小林剛

5 遺跡の種類　宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代　奈良時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

平城宮跡では、前項でとりあげた木簡につづき同じ推定大膳職跡から二点の木簡が出土した。木簡が検出された遺構は、大膳職跡に東西に並ぶ三つの井戸のうち中央の井戸(SE 311)である。発掘調査により、この井戸は長岡遷都に際して一旦廃絶され、平城上皇時代に先の井戸を壊して同じ場所に新しい井戸を作り再使用されたが、平城上皇の死による平城宮の廃棄により再び廃絶されたことが判明した。木簡は古い方の井戸(A井戸)から一点、新しい方(B井戸)から一点出土している。A井戸からは、そのほか土器、万年通宝銭、神功開宝銭、呪詛の人形、斎串、木櫛、「薬所」墨書土師器甕などが検出され、B井戸からは土器、緑釉陶器、土馬、隆平永宝銭や多量の瓦、陽物形木器、斎串、木櫛、漆器、難波津の歌を墨書した土器等が検出されている。

8 木簡の釈文・内容

(1) 山　(22)×27×6　039　四二号

(2) 「政津守貞成□□□□(豊カ)(継カ)　御匣殿七人　(197)×18×3　019　四一号

(1)はA井戸より、(2)はB井戸よりそれぞれ出土したものである。(2)については前項の場合同様、実物にあたって釈文を改めた。(2)の意味は明らかでないが、おそらく仕事の割ふりや物品の請求に関係する木簡であろう。「津守貞成」「御匣殿」については『平城宮発掘調査報告』Ⅳに詳しい。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅱ　一九六二年

櫃本亀治郎・岡田茂弘「平城宮跡第六・七次発掘調査概要」　一九六二年

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅳ　一九六七年

同　右『平城宮木簡』Ⅰ　一九六九年

同　右『平城宮発掘調査報告』Ⅶ　一九七六年

(東野治之)

彙　報

木簡学会設立総会および研究集会記事

かねて設立の準備がすすめられていた、木簡研究の新たな学会組織である木簡学会の設立総会と記念講演および研究集会は、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館で左記の如く行なわれた。

◇三月三一日(土)　午後一時三〇分から

設立総会　準備委員代表岸俊男氏の挨拶ののち、弥永貞三氏を議長に選出し、左記の如く行なわれた。

経過報告(田中稔)　一九七七年一二月の奈良国立文化財研究所主催による第三回木簡研究集会の終了後、参加者の一部から新たな木簡研究の学会組織を設立する旨の提案がなされ、参加者全員によって準備委員が選出された。そこで奈良近辺の準備委員を中心に、当日出された参加者の意見や、諸般の事情を検討して、原案を作成し、準備委員全体の意見を求めるなどしてようやく設立総会をもつところまで来た。幸いローウェ博士の来日を機会に設立総会を計画しては、との意見もあり、急拠日程などが定まったため、必ずしも準備委員全体の意見を十分に纒めるゆとりもなく、岸・田中・狩野など奈良近辺の準備委員が独走した感のある点は深くお詫びしたい。やはり奈良近辺に職場をもつ数人で事務局を構成し、ここでも検討を重ね、午前中に準備委員会を開催して、会則案等を審議し、現在にいたった。なお、右のような事情もあって、本日の設立総会等の案内は、先の三回にわたる木簡研究会への参加者に限ったことも了解していただきたい。

会則提案(狩野久)　会則案を検討の結果、原案が可決された。遂条審議がなされ、部分的な修正意見も出されたが、とくに運用する過程で実情に応じて検討を加えることとなった。とくに第五条についてはその運用にあたっては会の主旨を十分に体するべきで、例えば会員と会誌購読者とを区別する点については委員会で検討することとなった。また第六条については顧問をおくべきであるとの意見が出されたが、必要と認められる段階までは設けずに、論議のあったことを記録にとどめることとなった。さらに第八条の総会の内容や会の運営方法等については委員会で検討し、必要があれば第一一条にもとづき細則等で定めることとなった。

会費提案(狩野久)　初年度で予算の積算基準が明確ではないが、総会開催費・会誌刊行費・その他の雑費で概算八〇万円は必要であり、これを会費によって賄うという原則から、一人一万円とする案が提出され、承認された。

委員および監事の選出(田中稔)　別掲の如く提案され、承認された。

記念講演　ケンブリッジ大学東洋学部のマイケル・ローウェ博士

が、「中国新出土の木簡と帛書」と題して講演された。その要旨は別掲の如くである。

懇親会　記念講演終了後、午後六時から、「ガーデン大和」で行なわれ、親睦を深めた。

◇四月一日(日)　午前九時三〇分から午後三時まで、左記の研究発表が行なわれた。いずれも報告内容は本号に収載できたので、本誌の所収論考を参照されたい。

最近の各地遺跡出土の木簡　加藤　優氏・八木勝行氏
秋田城跡出土の木簡　平川　南氏・小松正夫氏
藤原宮跡出土の木簡　鬼頭清明氏

(司会)　直木孝次郎氏・北村文治氏

討論では、加藤報告を補足して御子ケ谷遺跡について八木勝行氏の報告があり、長岡京・大宰府・長門国府遺跡などからの出土木簡についても補足報告があり、ついで秋田城跡・御子谷遺跡・藤原宮跡の順序で、とくに木簡出土遺構を中心とした事実関係について活発に論議が行なわれ、三時すぎに終了した。

第一回委員会(四月一日)

研究集会終了後、第一回委員会が開催され、会長に岸俊男氏を選出し、幹事(一二)を委嘱した。また、次回の総会を一二月一・二日(土・日)に開催し、それまでに会誌(創刊号)を発行する事とした。

役　員

会長　岸　俊男
副会長　大庭　脩　平野　邦雄
委員　青木　和夫　岡崎　敬
門脇　禎二　狩野　久
田中　琢　田中　稔
坪井　清足　直木孝次郎
早川　庄八　原　秀三郎
監事　関　晃　土田　直鎮

幹事　佐藤　宗諄(編集)　鬼頭　清明(庶務)　和田　萃
栄原永遠男　東野　治之　町田　章
岩本　次郎　加藤　優　綾村　宏
今泉　隆雄　清田　善樹　佐藤　信

木簡学会会則

第一条　本会は木簡学会と稱する。

第二条　本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条　本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。

第四条　本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。

1　木簡に関する情報の蒐集および整理

2　研究集会の開催

3　会誌「木簡研究」その他の刊行

4　発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力

5　その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条　木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。

一　本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。

二　会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

三　会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、その他前条の事業に参加することができる。

四　会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条　本会は次の役員をおく。

1　会長一名

2　副会長二名

3　委員若干名

4　監事二名

第七条　委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし、再任はさまたげない。

一　委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。

二　会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

三　監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条　本会は毎年一回総会を開く。

第九条　本会の経費は会費および寄付金をもってあて、総会において会計報告を行なうものとする。

第十条　この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条　委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 1 1979

CONTENTS

Page

Foreword—Publishing Message 1

Wooden Documents Excavated in 1978 3

Outline; Explanatory Notes

Heijô Palace Site, Nara Prefecture; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture; Kidera Temple Site, Nara Prefecture; Nagaoka Palace Site and the Remains of Nagaoka Capital, Kyôto Prefecture; Remains of Nishi-ichi in Heian Capital, Kyôto Prefecture; Site of the Eighth Ward of the Third Avenue, Eastern Sector in Heian Capital, Kyôto Prefecture; Remains of Yoshidaminami, Hyôgo Prefecture; Remains of Shimogôri, Mie Prefecture; Remains of Kobanden, Mie Prefecture; Remains of Ninomiya, Shizuoka Prefecture; Remains of Shiroyama, Shizuoka Prefecture; Remains of Iba, Shizuoka Prefecture; Remains of Mikogaya, Shizuoka Prefecture; Remains of Hirakata, Yamagata Prefecture; Remains of Kinowanosaku, Yamagata Prefecture; Remains of Dônomae, Yamagata Prefecture; The Akita Castle Site, Akita Prefecture; Remains of Kusadosengen-cho, Hiroshima Prefecture; Remains of the Streets of Onomichi City, Hiroshima Prefecture; Remains around Nagato-kokufu, Yamaguchi Prefecture; Remains of a Temple in Miyake; Fukuoka Prefecture

Wooden Documents Excavated before 1978 50
Remains of Hottanosaku, Akita Prefecture; Remains of Yui, Mie Prefecture; Heijô Palace Site (5th. Excavation), Nara Prefecture; Heijô Palace Site (7th. Excavation), Nara Prefecture; Wooden Documents in Shôsôin repository
Present Situation of the Study of Chinese Wooden or Bamboo Documents ..... Osamu Ôba 63
On the Wooden Documents Excavated in the Tohoku District .... Minami Hirakawa 78
Wooden Documents of the Nagaoka Capital and Dajôkan-kuriya .... Takao Imaizumi 97
Wooden Documents Referred to Slaves, Excavated from the Fujiwara Palace Site.....Kiyoaki Kitô 112
Wooden Documents and Writings on Cloths Newly Excavated in China ..... Michael Loewe 123
The First Discovery of Wooden Documents.....Migaku Tanaka 125
Collection of Reports

Published by

JAPANESE SOCIETY

FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

一九七九年十一月二〇日　印刷
一九七九年十一月二五日　発行

〒630　奈良市佐紀町
奈良国立文化財研究所
平城宮跡発掘調査部
狩野久　気付

編集発行　木簡学会
会長　岸俊男
TEL（〇七四二）三三―四八二一

印刷　京都市下京区油小路仏光寺上ル
眞陽社